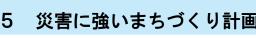
5 災害に強いまちづくり計画



施策 2-2-(7)

来訪者・帰宅困難者の支援



【取組の概要】

「来訪者」とは、居住していないため、市町村からの情報が届かない人であり、観光客 やビジネスマン等で、地の利がなく、災害発生時に避難場所さえ、よくわからない人たち です。そのため、観光地や駅等に情報提供設備を設置したり、避難場所の位置を分かりや すく表示する等の施策等が必要です。

特に、四国地方の特性として、四国八十八ヵ所霊場のお遍路さんをはじめ、多くの観光 施設への来訪者等が存在します。来訪者に対する危険区域や避難場所に関する情報提供に 努めるとともに、災害発生時の避難の支援や安否確認のための情報把握等の体制整備を進 めることが必要です。

「帰宅困難者」とは、災害の発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距 離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅をあ きらめた人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅しようとする人)をいいます。

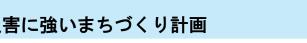
市町村によっては、市町村外からの通勤・通学者等が多く、大規模災害の発生により交 通機関が不通となった際には、多くの帰宅困難者等が生じる懸念があります。その際に は、交通機関の復旧までの滞在場所(指定避難所)や食料等の供給が必要となることか ら、交通機関との連携を図りながら、適切な情報発信や誘導方法等を検討する必要があり ます。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・避難場所の案内標識や避難誘導標識等では、施策 2-3-22 「避難誘導標識・誘導灯の整 備」で示すように、ユニバーサルデザイン(わかりやすい記号、外国語との併記)を採 用する必要があり、これは平常時の円滑な移動にも有効です。また、帰宅支援マップや 避難場所、指定避難所、防災拠点等を示した観光案内図等を作成することも有効です。
- ・国内外の観光客の安全を確保するため、市町村とホテル・旅館等が防災支援協定を締結 し、ホテル・旅館等を観光客のための避難所としての活用や、避難行動を円滑に行うた めの合同防災訓練の実施を行うことも有効です。
- ・内閣府の「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」では、帰宅困難者対策について、平 時における準備や災害時における行動指針をとりまとめました。帰宅困難者対策の具体 的な取組み内容として、以下の事項が示されています。
 - ①一斉帰宅の抑制
- ②一時滞在施設の確保
- ③帰宅困難者等への情報提供
- ④駅周辺等における混乱防止

5 災害に強いまちづくり計画

⑤徒歩帰宅者への支援



・また、上記の協議会では、各主体が帰宅困難者の取組を進めるために、ガイドライン (下記参照) も示されており、関係機関が連携して帰宅困難者対策に取組むことが重要 とされています。

⑥帰宅困難者の搬送

ガイドラインの概要

名称	事業所 における帰宅 困難者対策 ガイドライン	大規模な集客 施設や駅等の 利用者保護 ガイドライン	一時滞在施設 の確保 及び運営の ガイドライン	帰宅困難者等 への情報提供 ガイドライン	駅前滞留者 対策 ガイドライン
主な対象	企業等	大規模集客施 設や駅の管理 者	<確保> 国、地方公共 団体、民間事 業者 <運営> 施設管理者	国、地方公共 団体、民間事業者	駅前滞留者対 策に関わる関 係機関
主な内容	従業員の施設 内待機させる ための事前準 備、災害時の 手順 等	利用者を保護 するための事 前準備、災害 時の手順等	一時滞在施設 の確保のため の役割分担 施設を円滑に 運営するため の事前準備、 災害時の手順 等	帰宅困難者へ の適時を提供 するため の連携、 り の連携、 等	駅前滞留者対 策協議会の設 立、概要、今 後の展開の方 向性 等

出典:首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告(内閣府、平成24年9月)

◆参考資料

· 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会(内閣府) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告(内閣府、平成24年9月)